

第2次 大和郡山市人権施策に関する基本計画【案】

令和7年12月1日

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 基本計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景（国・県等の動向）	2
3 基本計画の位置づけ・性格	4
4 基本理念	5
5 計画の期間	6
第2章 人権問題を取り巻く動向と課題	7
1 人権をめぐる動向	7
2 アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状	12
3 第1次計画の進捗評価	18
4 大和郡山市の人権推進に向けた課題	19
第3章 人権教育・啓発に関する横断的施策の推進	20
1 人権教育・啓発の推進	20
2 相談・支援の充実	23
第4章 分野別人権施策の推進	24
1 同和問題	24
2 女性に関する問題	25
3 こどもに関する問題	26
4 高齢者に関する問題	27
5 障害のある人に関する問題	28
6 外国人に関する問題	29
7 感染症等に関する問題およびハンセン病患者等に関する問題	30
8 犯罪被害者とその家族に関する問題	31
9 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題	32
10 インターネット・SNSによる人権侵害の問題	33
11 性的マイナリティに関する問題	34
12 震災等の災害に起因する人権侵害の問題	35
13 さまざまな人権問題	36
第5章 計画の推進にあたって	38
1 人権尊重の視点に立った各種施策の展開	38
2 計画の総合的な推進体制	38
3 関係機関等との連携	38
4 計画の進捗状況の評価	38
資料編	39
■用語の解説（50音順）	39

第1章 計画の策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

本市では、日本国憲法の基本的人権尊重の精神に基づき、平成9（1997）年9月に「大和郡山市人権擁護に関する条例」を制定しました。平成12（2000）年には、本市の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」大和郡山市行動計画を、平成18（2006）年3月には、「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を策定し、各行政分野で取り組みを進めてきました。

以降、平成27（2015）年には「大和郡山市手話に関する基本条例」、平成28（2016）年には「大和郡山市犯罪被害者等支援条例」、平成30（2018）年には「大和郡山市男女共同参画推進条例」、令和5（2023）年には「大和郡山市ケアラー支援条例」など、人権課題に対応する条例を制定しました。

しかしながら、現在においても同和問題（部落差別）をはじめ、女性、こども、高齢者などの人権問題が依然として存在しています。また、国際化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化とともに、近年ではインターネットやSNSによる人権侵害や性的少数者の人権問題など、新たな人権問題も生じており、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化してきています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、効果的で実効性のある人権教育・人権啓発を推進していくとともに、人権侵害に対する相談体制と支援体制の充実が課題となっています。

このような状況を鑑み、令和6（2024）年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果を踏まえた上で、さらに人権が尊重される社会づくりの取り組みを推進していくため、現在の「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を改定し、令和8（2026）年度を初年度とする第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画を策定することとしました。

2 計画策定の背景（国・県等の動向）

（1）国際的な動き

昭和 23（1948）年 12 月 10 日、第 3 回国連総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる、「世界人権宣言」が採択されました。同宣言では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」が謳われており、同宣言の精神を具現化した社会を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめとして、数多くの条約や規約が採択され、発効しました。

また、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年まで「人権教育のための国連 10 年」の取り組みが進められ、終了後には国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。これに基づき「人権教育のための世界計画」に引き継がれています。

しかし、世界各地で人種、民族、宗教の違いや貧困などの理由による紛争や対立、難民の発生、大規模な自然災害などにより、多くの人々の人権が侵害され、生命が奪われている現実があります。こうした状況の中、国連は差別のあるところに平等は存在し得ないと認識の下、令和 4（2022）年「包括的反差別法制定のための実践ガイド」を策定し、国連を中心に各国政府や企業、さまざまな人権 N G O などが世界的規模で平和と人権の確立、差別や貧困の撤廃を目指した積極的な取り組みを進めています。

（2）国内の動き

国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権関係国際条約の批准をはじめ、国際社会と協調して人権に関する取り組みを進めてきました。平成 8（1996）年には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」を制定するとともに、国連決議の「人権教育のための国連 10 年」に関する我が国の取り組みとして、平成 9（1997）年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されました。

平成 12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。同法の規定に基づき、平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、平成 28（2016）年には、人権三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」）が施行されました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正などが進められ、令和2（2020）年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」、令和5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解促進法）」、「子ども基本法」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、令和6（2024）年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、個別具体の人権課題を解決するための法整備が進められています。

（3）奈良県の動き

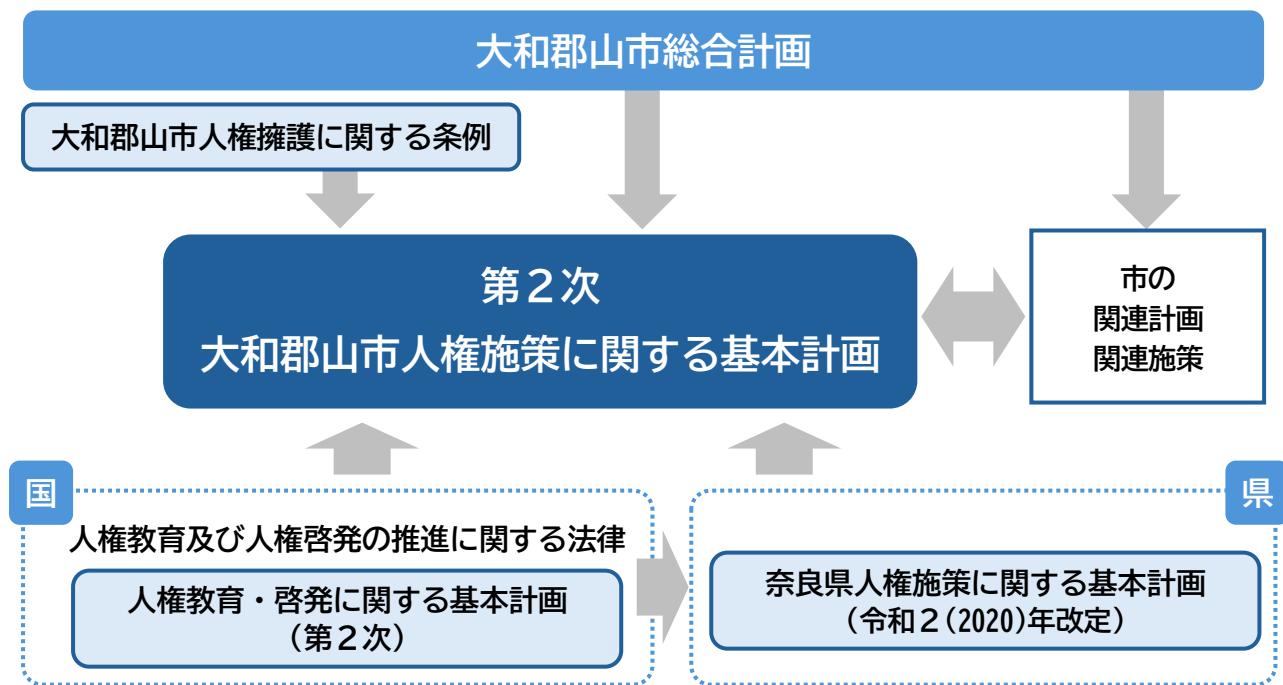
奈良県では、平成16（2004）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を基本理念として、人権施策に関する取り組みを推進しています。

また、国の法整備の動向を踏まえ、平成28（2016）年4月には「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、平成31（2019）年3月には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されています。

「奈良県人権施策に関する基本計画」の策定後15年が経過し、社会経済情勢の変化等を背景に、性的マイノリティへの偏見、さまざまなハラスメントやひきこもりの問題など新たな人権問題が顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化していることを踏まえ、令和2（2020）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を改定されました。人権問題に対して、県、市町村、関係機関・団体、企業、県民等が主体的に連携・協働して、より一層取り組みを推進するための中長期的な施策方針として示されています。

3 基本計画の位置づけ・性格

- (1) 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「大和郡山市人権擁護に関する条例」に基づき策定するものです。
- (2) 本計画は、本市の今後の中・長期的な人権施策の推進指針を明らかにするものです。
- (3) 本計画は、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、大和郡山市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策について示します。
- (4) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に対応するものとします。
- (5) 本計画は、市民をはじめ、関係機関、企業、NPO等の民間団体等に、市の人権施策の基本方向を示し、理解と共同意識を得ることで、豊かな人権文化の創造に向か、それぞれの主体的取り組み及び協働による取り組みを促すものです。
- (6) この基本計画は、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 基本理念

豊かな人権文化が創造され、誰もが自分らしく暮らせるまち 大和郡山

本計画では、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付いた「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念とします。

(1) 個性や能力が発揮できる社会づくり

すべての人は、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、自信を持って自己表現し、豊かな自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、市民が不当な差別をされることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮する機会を持つことができるよう、市民や関係団体等と一体になった普及活動に取り組みます。

(2) 違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

国籍や民族、文化の違いをはじめとして、性別、身体的能力や特徴、年齢、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。

こどもから高齢者まで、世代を超えて、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「共生社会」を目指し、違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成を目指して指導・育成を図るとともに、学校、地域等のあらゆる機会、あらゆる場を捉えて、人権尊重教育を積極的に推進していきます。

(3) 自己の存在を確かめることができる社会づくり

人間は、家庭や地域、職場など、社会のさまざまつながりの中で他者と関わることを通して自己の存在を確かなものとして自覚していきます。生きる喜びや幸せも、支え合い共感できる豊かな人間関係の中にあります。

だれもが身近な関係だけにとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加・体験を通して社会とつながりを強化していく取り組みが必要です。一人ひとりが自らの存在を社会的に意味のあるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きができるよう、さまざまな人々との出会いや交流の場づくりを進めます。

また、人権侵害などの問題が生じた時、人権を侵害された人が安心して相談でき、問題解決に向けた的確な支援が受けられるよう、関係機関・団体と連携した相談支援体制の整備を目指すとともに、こうした情報を積極的に提供するなど、市民への周知に努めます。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年4月から令和18（2036）年3月までとします。

ただし、社会経済状況の変化、計画の取り組み状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)	令和 17年度 (2035)
第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画									
(社会経済状況の変化、計画の取り組み状況などにより必要に応じて見直し)									

第2章 人権問題を取り巻く動向と課題

1 人権をめぐる動向

(1) 同和問題（部落差別）

特別措置法による同和対策が終了し同和問題に関する市民の問題意識も次第に薄れていますと言われる一方で、今なお、結婚や就職における差別、そうした差別につながる身元調査、部落差別に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等が見られ、さらに近年は、インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱いを誘発するような書き込みをする行為も発生しています。

平成 28（2016）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。

同和問題（部落差別）は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていく必要があります。

(2) 女性の人権

昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」批准後、昭和 61（1986）年には「男女雇用機会均等法」、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されています。また、近年では、平成 27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成 30（2018）年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行により、女性の社会進出の促進が図られています。しかしながら、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、さまざまなかで根強く残っています。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和 6（2024）年 4 月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取り組みについて、さらに実効性を高めていく必要があります。

(3) 子どもの人権

少子化の進行に歯止めがかからない一方で、児童虐待相談や不登校件数は増加傾向となるなど、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあり、その抜本的な問題解決は急務となっています。

このような状況を受け、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和 5（2023）年 4 月に

「こども基本法」が施行されました。同年12月には、こども施策を総合的に推進し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、「こども大綱」が策定されました。

こども一人ひとりの安全と健やかな成長を保障するとともに、子どもの権利を尊重し、社会全体で子どもの成長を見守る意識の醸成を図っていくことが必要です。

(4) 高齢者の人権

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、令和19（2037）年には国民の3人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。国では、平成7（1995）年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、基本的施策として、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境などの分野別に、国が講じるべき施策を掲げています。また、同法に基づいて政府が作成した「高齢社会対策大綱」（令和6（2024）年9月閣議決定）においては、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針が提示されています。

また、高齢化に伴い、令和7（2025）年には認知症の人の数は約700万人となり、65歳以上の約5人に1人が認知症と見込まれています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定し、令和6（2024）年1月から施行されています。

すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、地域で安心して暮らせる社会の構築を目指して、高齢者の権利擁護体制の整備などに取り組んでいく必要があります。

(5) 障害のある人の人権

「国連障害者の十年」の国内行動計画として、昭和57（1982）年に障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、現在では、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」により、障害者施策の総合的な推進が図られています。

また、平成19（2007）年9月に「障害者権利条約」に署名し、障害のある人の権利や尊厳を尊重するため国内における法制度の整備等を進め、平成26（2014）年1月に批准しました。同条約は、障害のある人とない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮」を行わないことは「障害を理由とする差別」にあたるとし、締約国が、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の権利の実現のための措置などを定めており、平成28（2016）年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。

障害のある人が地域で安心して自分らしい暮らし方ができるよう、障害のある人への理解と認識を深めるための教育・啓発活動のさらなる充実を図っていく必要があります。

(6) 外国人の人権

平成 28 (2016) 年には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の解消を目指し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。そのほか、令和元 (2019) 年 4 月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行、同年 6 月の「日本語教育の推進に関する法律」施行など、外国籍等の人との共生社会の実現に向けた法整備が進められています。

外国人の文化や慣習に対する理解不足や先入観は、外国人に対して偏見や差別意識を持つことになる可能性もあることから、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあうことが重要です。

(7) 感染症患者等の人権

令和 2 (2020) 年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しました。流行初期においては、インターネットや SNS での誹謗中傷などの言動も多く見られました。そのような経験を踏まえ、令和 3 (2021) 年 2 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者等の人権が尊重され、感染症患者等が差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けされました。

感染症に関する正しい知識の普及、啓発を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、感染症患者等に対する相談支援が必要です。

(8) 犯罪被害者とその家族の人権

平成 12 (2000) 年に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的にかかわる道が開かれました。

また、犯罪被害者とその家族の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成 17 (2005) 年に「犯罪被害者等基本法」が施行されています。さらに、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 4 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」などが重点課題として位置づけられています。

犯罪被害者とその家族の立場を理解するとともに、制度の周知を図り、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行っていくことが必要です。

(9) 刑を終えて出所した人やその家族の人権

平成 28 (2016) 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されたことを受け、国では平成 29 (2017) 年 12 月に第一次「再犯防止推進計画」を閣議決定し、これまで刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取り組みが、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展しました。

令和 5 (2023) 年 3 月に閣議決定した「第二次再犯防止推進計画」では、7 つの重点課題に対して 96 の施策を盛り込み、施策を可能な限り速やかに実施し、定期的に施策の進捗状況を確認しながら、施策の推進を図ることとしています。しかしながら、令和 5 (2023) 年の刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は約半数を占める状況です。

犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、安定した生活を送ることを通じて立ち直っていくためには、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援の輪を広げていく必要があります。

(10) 情報化社会における人権

近年、スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達に伴い、インターネット上の個人情報の流出やプライバシーの侵害など新たな人権問題が生まれ、個人のモラルの向上を図る必要性や法的規制の強化などが課題となっています。

令和 6 (2024) 年 5 月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の一部を改正し、対応の迅速化、運用状況（削除基準）の透明化を事業者に義務付ける「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、人権侵害の減少が期待されています。

インターネット等の利用者一人ひとりが、適正な情報の収集・発信・活用においての責任や情報モラルをもつことが必要とされています。

(11) 性的マイノリティ（性的少数者）の人権

L G B T Q（同性愛、性別違和等）などの性的マイノリティの人々の個性は、誰もが自分らしく幸せに生活するために尊重されるべきものであり、徐々にその理解は広がっていますが、依然として、偏見や差別により精神的苦痛を受け、生活上の困難や苦しみを抱えている人々が少なくありません。

国では、令和 5 (2023) 年 6 月に「性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行し、性的指向や性自認に関係なく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことや、性的指向と性自認の多様性に関して理解を深めるための施策を推進することとしています。

多様な性や関係性のあり方を受け入れる社会づくりに向けて、どのようなSOGI（性的指向及びジェンダー・アイデンティティ）であっても平等に人権が尊重され、偏見や差別を受けることがないよう、一人ひとりが正しい知識を深めていくことが必要です。

(12) 震災等の災害に起因する人権侵害

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらしました。長期にわたる避難所生活等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者、障害のある人等への配慮が必要であることが改めて認識されました。

また、地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとし、同原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見や差別等が発生するなどの問題がありました。

防災対策の検討過程における女性や高齢者、障害のある人等の参画や多様な性の在り方に配慮した視点、避難所生活等におけるこどもや子育て世帯、高齢者、障害のある人などの要配慮者の視点等を踏まえた対応など、一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが必要です。

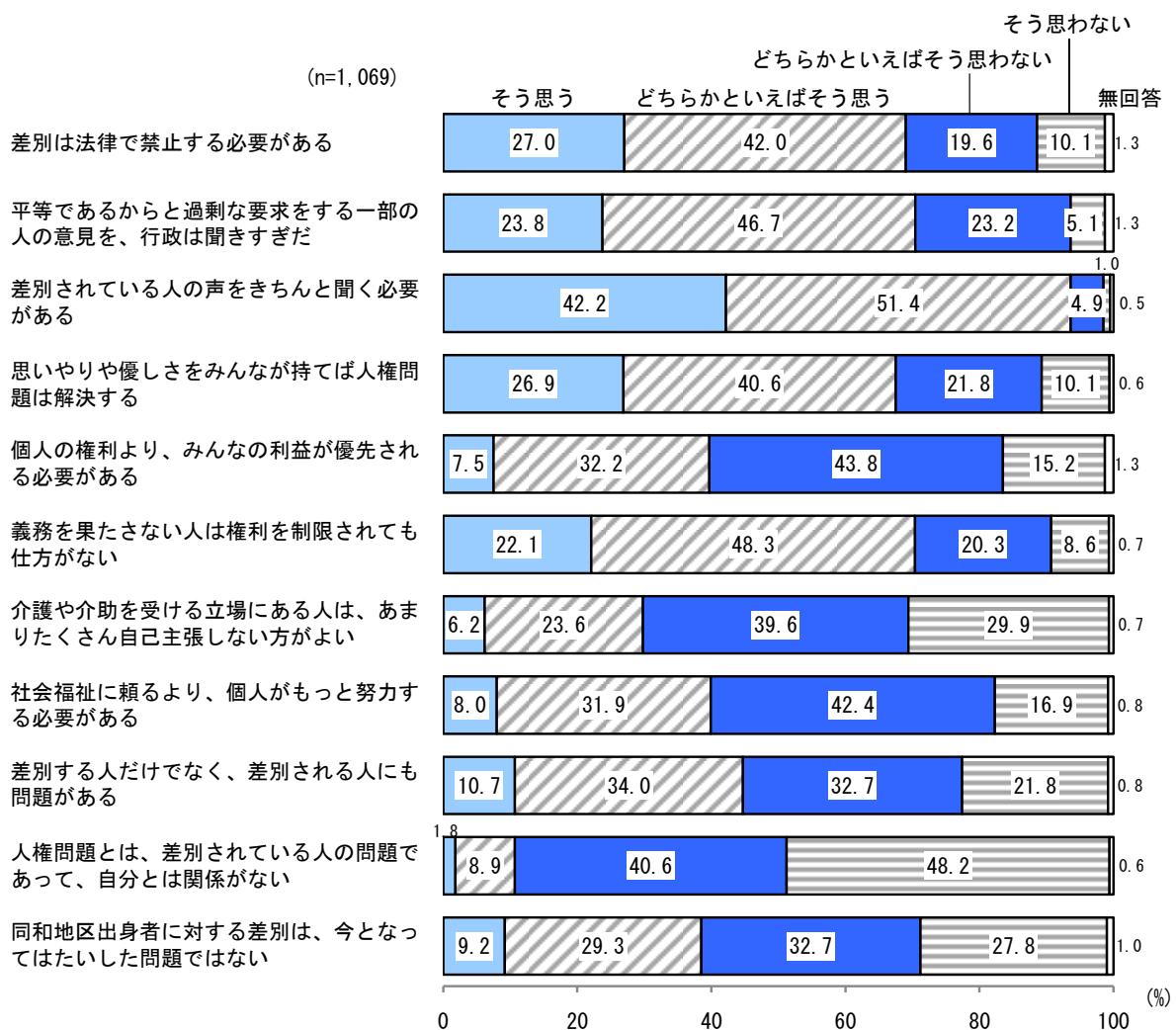
2 アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状

18歳以上の市民3,000人を対象に、「誰もが暮らしやすい社会づくりに向けたアンケート調査」を令和6（2024）年10月に実施しました。その主な結果を抜粋し、市民の人権に関する意識・態度の傾向をみていきます。

（1）人権や差別をめぐる考え方について

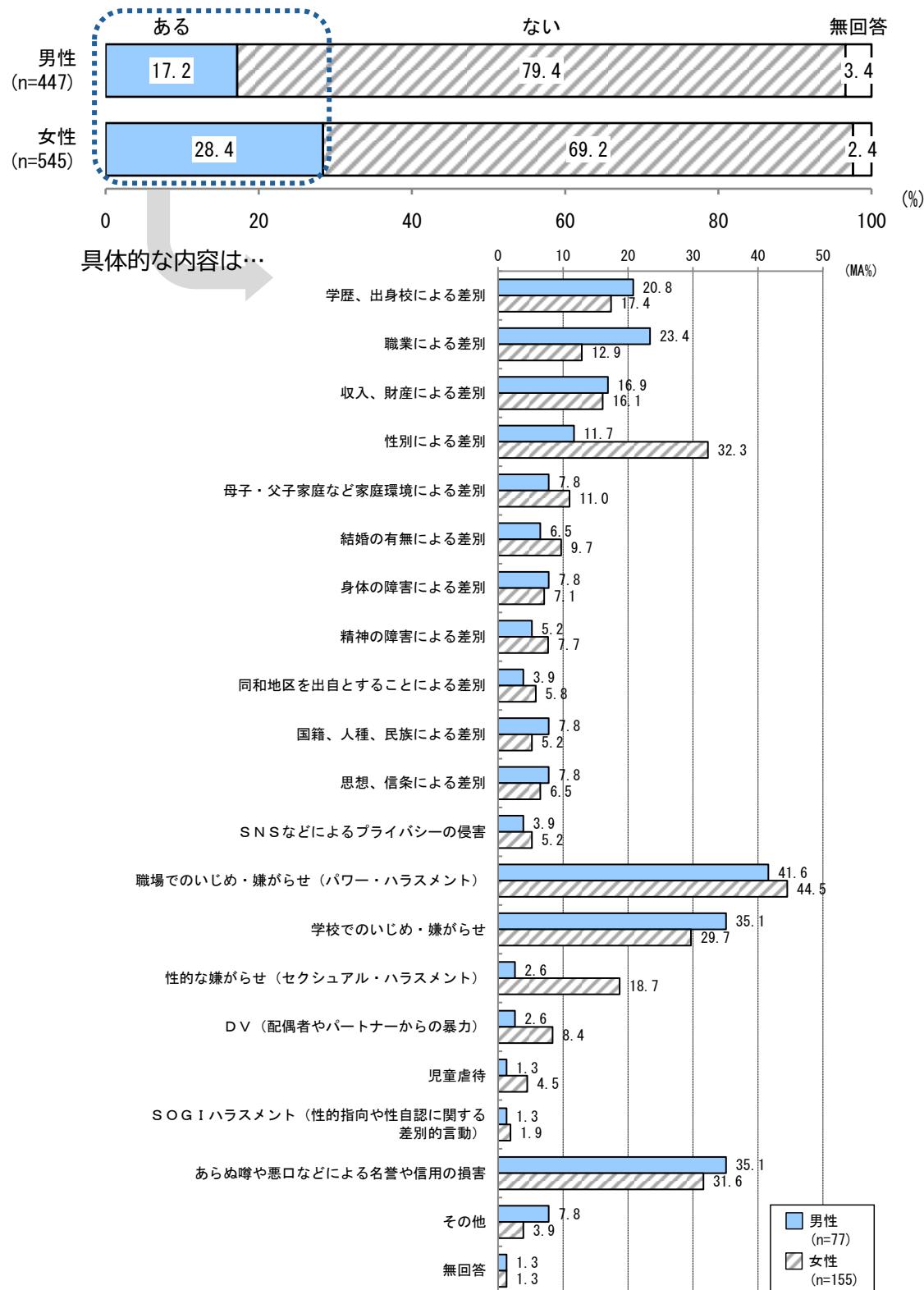
人権や差別をめぐる考え方についてたずねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、“差別されている人の声をきちんと聞く必要がある”が93.6%で最も高く、次いで“平等であるからと過剰な要求をする一部の人の意見を、行政は聞きすぎだ”が70.5%、“義務を果たさない人は権利を制限されても仕方がない”が70.4%となっています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合は“人権問題とは、差別されている人の問題であって、自分とは関係がない”が88.8%で最も高く、次いで“介護や介助を受ける立場にある人は、あまりたくさん自己主張しない方がよい”が69.5%、“同和地区出身者に対する差別は、今となってはたいした問題ではない”が60.5%となっています。



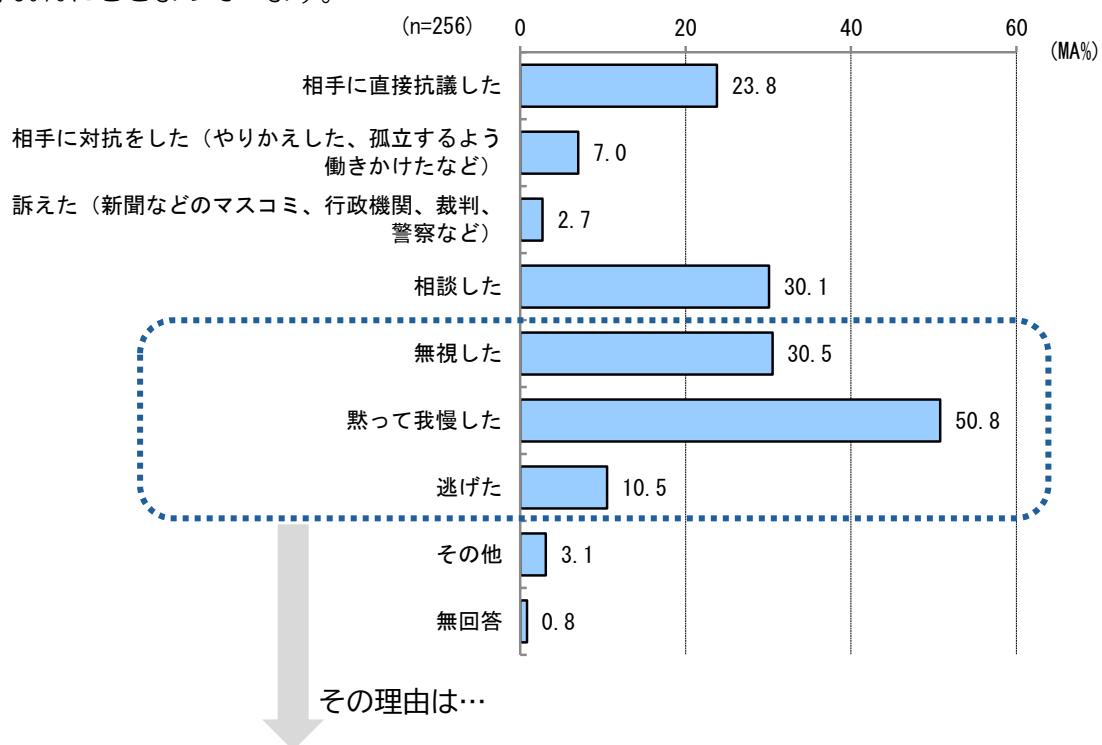
(2) 人権侵害の経験

自分の人権が侵害されたと思ったことの有無は、性別でみると、「ある」の割合は男性に比べて女性の方が高くなっています。具体的な内容は、男女とも「職場でのいじめ・嫌がらせ（パワー・ハラスメント）」が40%台で最も多く、次いで男性では「学校でのいじめ・嫌がらせ」と「あらぬ噂や悪口などによる名譽や信用の損害」、女性では「性別による差別」が高くなっています。



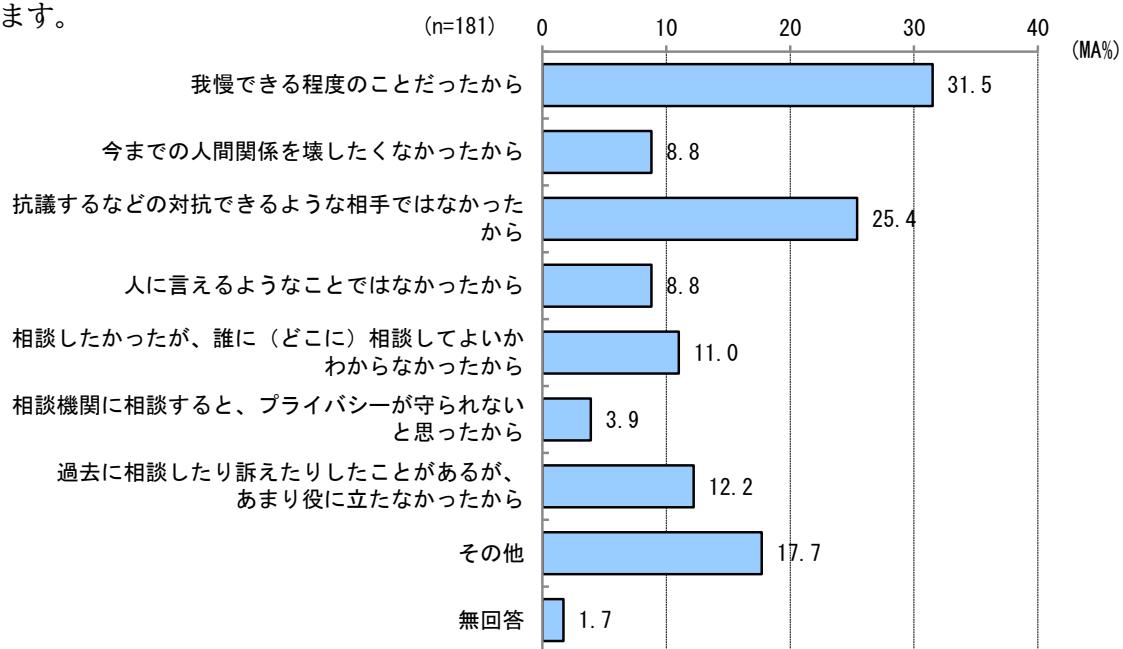
(3) 人権侵害への対応

人権が侵害されたと思ったことがあると回答した人に、そのときの対応についてたずねると、「黙って我慢した」が 50.8%で最も多く、次いで「無視した」となっており、「相談した」人は約 30%にとどまっています。



その理由は…

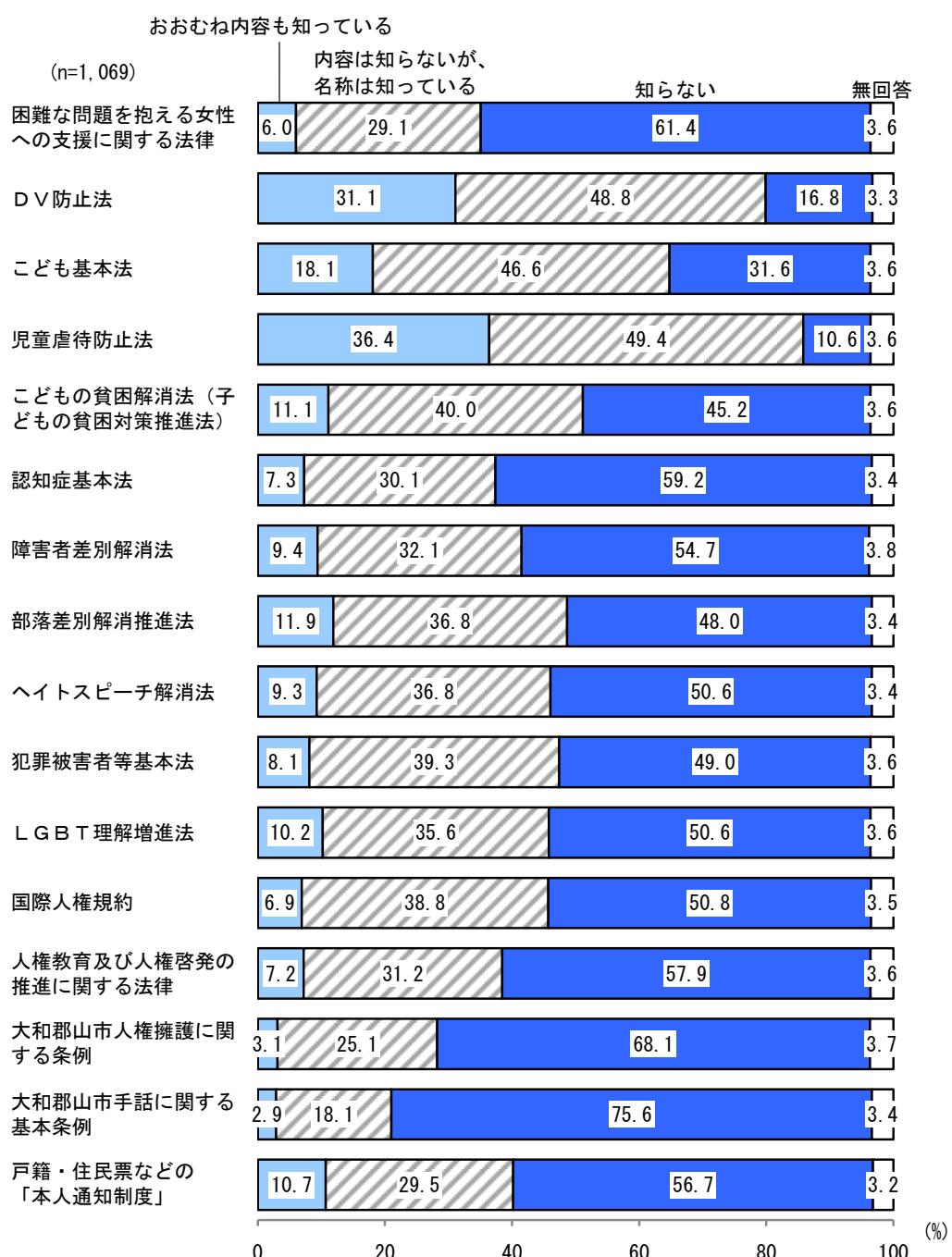
人権侵害されたときに無視した、黙って我慢した、逃げた理由は、「我慢できる程度のことだったから」が 31.5%で最も多く、次いで「抗議するなどの対抗できるような相手ではなかったから」、「過去に相談したり訴えたりしたことがあるが、あまり役に立たなかったから」の順となっています。



(4) 人権に関する条約・法律・制度の認知

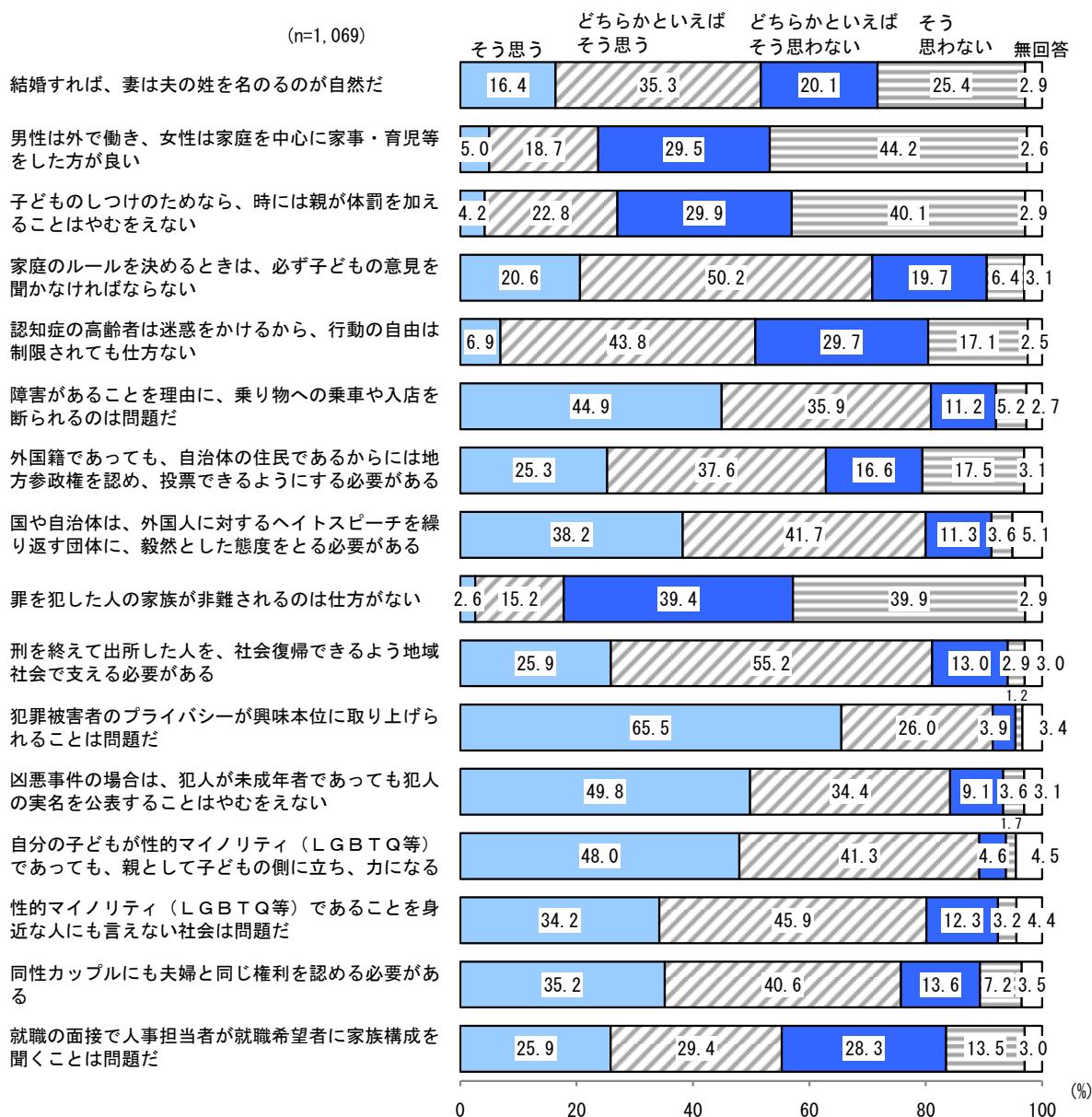
人権に関する条約・法律・制度について、「おおむね内容も知っている」と「内容は知らないが、名称は知っている」をあわせた認知度は“児童虐待防止法”が85.8%で最も高く、次いで“DV防止法”が79.9%、“こども基本法”が64.7%となっています。

一方で、「知らない」は“大和郡山市手話に関する基本条例”が75.6%で最も高く、次いで“大和郡山市人権擁護に関する条例”が68.1%、“困難な問題を抱える女性への支援に関する法律”が61.4%となっています。



(5) 人権に対する考え方

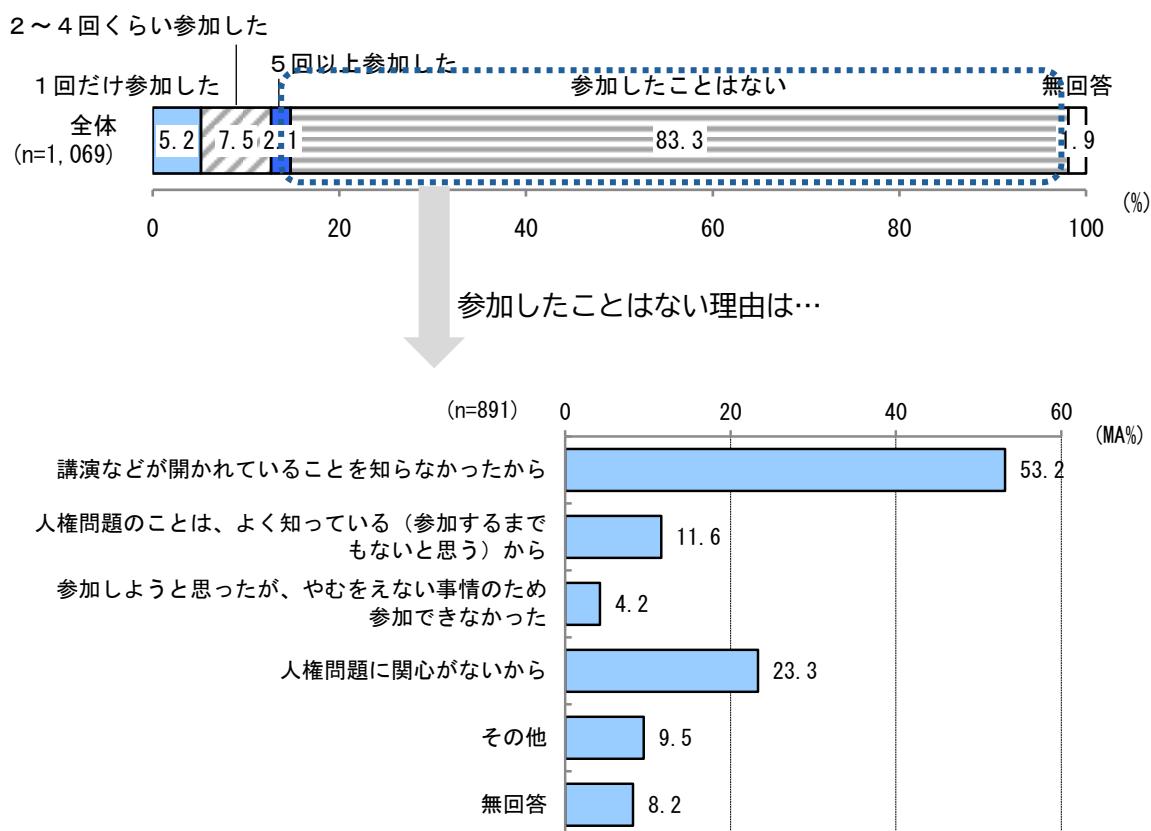
人権に対する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、“犯罪被害者のプライバシーが興味本位に取り上げられることは問題だ”が91.5%で最も高く、次いで“自分の子どもが性的マイノリティ（L G B T Q等）であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある”が89.3%、“凶悪事件の場合は、犯人が未成年者であっても犯人の実名を公表することはやむをえない”が84.2%となっています。



(6) 人権問題に関するイベント等参加経験

最近3年程度での、人権問題に関するイベントなどの参加状況は、「参加したことはない」が80%を超えており、参加したことがある人は20%未満となっています。

参加したことはない理由は、「講演などが開かれていることを知らなかったから」が53.2%で最も多く、次いで「人権問題に関心がないから」、「人権問題のことは、よく知っている（参加するまでもないと思う）から」の順となっています。



3 第1次計画の進捗評価

本市では、日本国憲法の基本的人権尊重の精神に基づき、平成9（1997）年9月に「大和郡山市人権擁護に関する条例」を制定しました。平成12（2000）年には、本市の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」大和郡山市行動計画を、平成18（2006）年3月には、「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を策定し、各行政分野で取り組みを進めてきました。

奈良県において毎年7月を「差別をなくす強調月間」と設定し、あらゆる差別をなくすため、各機関・団体との連携のもとさまざまな機会や場を通じて、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めていることにあわせ、本市においても「人権を考える市民集会」を開催し、令和7（2025）年には第52回を迎えます。また、同集会以外にも複数回の人権学習講座を開催し、人権を大切にする気持ちを手紙にする人権ショートレターの募集も行っています。

そのほか、基本計画に基づき、地域や家庭をはじめ、学校・園のほか、社会教育など多様な場において、基本的人権の尊重の精神が培われるよう、また、市民が人権について正しい理解と認識を深められるよう、さまざまな人権教育・啓発に取り組んでいます。

さらに、令和2（2020）年には、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的に、「大和郡山市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

市民アンケート調査結果をみると、さまざまな人権問題に対する市民の関心度は総体的に高く、人権を身近なもの、我が事として感じている市民は少なくないものの、年代や性別により偏りがみられるなどの結果がみられました。

人権尊重の意識を高めるためには、市民一人ひとりがさまざまな人権について理解を深め、人権の重要性を単に知識として得るだけでなく、人権を身近なものと捉えることが重要です。

また、その実現に向けては、まず市職員から人権尊重の重大性を改めて自覚し、行政の担い手として基本的人権の尊重を踏まえた施策の実施が求められます。

行政におけるすべての施策をこのような人権尊重の視点を持って取り組むことにより、市民の人権尊重意識を高め、本計画の基本理念の実現に向け取り組んでいくことが必要です。

4 大和郡山市の人権推進に向けた課題

- 人権意識の高まりがみられるものの、年代別による偏りがみられることから、すべての市民に満遍なく意識啓発を行っていく必要があります。
- 同和問題（部落差別）については、結婚や居住など中心に依然として差別意識が根深く存在し、SNS等への書き込みなどの悪質な差別事象も絶えません。
- 性の多様性やジェンダー平等については若年層からの意識改革は進んでいるものの、高齢層においては性別役割分担意識が今なお根強く存在しています。
- インターネットやSNSの普及に伴い、それらを利用した個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害など、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。
- 一人ひとりが「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」だけでなく、「人権を侵害されたときの対処法」などについて、引き続き考えていく必要があります。

第3章 人権教育・啓発に関する横断的施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権が尊重される社会の形成

市民一人ひとりが、さまざまな人権問題について理解を深め、その解決を自らの課題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭や学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(2) あらゆる場における人権教育の推進

①就学前教育・保育機関における人権教育

幼児一人ひとりが、集団の中で基本的な生活ルールを身につけながら自立心を育み、同時に他者を理解し尊重する心を養っていく教育・保育を推進します。

また、地域の人々とふれあう中で、助け合う心や思いやりの心を育てるとともに、日常生活における望ましい習慣や姿勢、道徳性の芽生えを培っていきます。さらに、家庭・地域との連携を強化し、幼児の健やかな成長を促します。

保育従事者についても、人間性豊かな成長を目指して人権意識を培う教育を進めることができるように資質の向上を図ります。

②学校における人権教育

学校では、発達段階に応じて、児童・生徒が人権の意義・内容について理解を深め、互いの人権を尊重し合い、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう育成し、いじめなどあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力を育む教育を目指します。

また、さまざまな体験活動を学習の中に取り入れ、自ら学び、自ら考え、主体的に取り組む意欲と姿勢を培うとともに、各個人の能力を十分に伸長させながら、自己実現を図ることができるよう支援します。併せて、開かれた学校づくりの観点から、家庭や地域と連携した人権教育に取り組みます。

また、教職員自らが、豊かな人間性を育み、こどもをより深く理解した上できめ細かい教育に携われるよう人権研修を推進します。

③家庭における人権教育

家庭では、こどもたちの人間形成の基礎を育むだけでなく、基本的な生活習慣を身につけ、豊かな感性や情操を育むことができるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

また、保護者とこどもが家庭教育の中で人権感覚を身につけられるよう、引き続き学習機会や情報の提供のほか、子育てに関する不安や悩みなどに対する相談・支援体制の充実を図ります。

④地域における人権教育

人権擁護委員をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、PTA、ボランティア活動団体、NPO法人等との連携を図り、地域の実情に応じた教育活動を行います。

また、生涯学習の拠点となる公民館等の社会教育施設などでは、市民のさまざまな学習要求に対応した活動が行われています。これらの活動を学習の機会として捉え、人権意識の高揚と人権感覚の育成につなげていきます。

さらに、学校教育との連携を図りながら、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動等をはじめとする多様な実践活動や体験活動、高齢者や障害のある人などとの交流を通じ、人権尊重の意識を醸成する機会の充実に努めます。

⑤企業・職場における人権教育

企業では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員などの企業関係者に対する教育・啓発活動を展開することが求められます。

引き続き、企業に対する人権教育・啓発活動の働きかけに努め、さらに企業における人権研修の促進を図り、企業・職場における人権教育・啓発を促進します。

⑥人権教育・啓発の機能の充実

・対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者までの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、さまざまな機会を捉え、対象者の発達段階や理解度に合わせた内容や表現に創意工夫した啓発活動を推進します。

・市民自らが我が事として捉えられる啓発

日常生活において、自他の人権を尊重する態度や行動に現れるようにするために、参加者同士の相互交流の中で新たな課題を発見し、具体的な取り組み方策を考え共有するなど、市民が主体的に参加する取り組みが必要です。

地域の実情に応じたボランティア活動等への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人の交流や人権侵害を受けた経験のある当事者との交流などを通じ、人権問題や共生社会について相互に理解を促進する啓発を推進します。

⑦情報提供の充実・強化

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていけるよう、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等だけでなく、市民の理解と共感を得て、人権を身近に考えることができる仕組みが必要です。

また、近年では、インターネット上の誹謗中傷や差別動画の投稿、悪意ある書き込み等による人権侵害が増加しています。

広報誌やチラシ、ホームページ、SNSなど各種情報メディアの特性を考慮しながら、市民に人権啓発に関するイベントや研修会・講演会等への参加の呼びかけなど、広く情報発信を行います。

⑧特定の職業に従事する者に対する人権研修

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていけるよう、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等だけでなく、市民の理解と共感を得て、人権を身近に考えることができる仕組みが必要です。

・市職員等

人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくため、市職員一人ひとりが人権尊重の重大性を改めて自覚し、行政の担い手として基本的人権の尊重を踏まえた施策の実施にあたることが重要です。そのため、人権に関する職員研修の充実に努め、市職員等の人権尊重の意識の向上を図ります。

・教職員・社会教育関係者等

就学前教育・保育並びに学校の教職員は、教育活動を通じて、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進することが求められています。それぞれの幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校等の実態に応じた研修、人権教育の推進に努めます。

また、社会教育関係者は、地域社会をはじめとする社会教育の場において、人権教育に関する学習を積極的に推進する役割を担うことが求められます。そのため、人権にかかわる関係団体等と連携し、人権教育を推進していく指導者の養成を図ります。

・医療・保健・福祉関係者

少子化や超高齢社会が進展する中、医療・保健福祉関係者の役割はますます重要となっています。子どもや高齢者、障害のある人やその家族と直接接し、相談に応じたりサービスを

提供したりする、プライバシーの尊重や人権に配慮した対応が求められます。

そのため、人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。

2 相談・支援の充実

(1) 相談窓口の整備と情報提供

本市では、人権に関する相談に対応するため、人権擁護委員による人権相談のほか、国や県とも連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。また、女性やこども、高齢者や障害のある人等の個別相談についても、各担当課で相談窓口を設けています。

必要な人に必要な支援がつながるよう、各種多様な方法による相談窓口についての周知を行います。

(2) 相談員の対応力向上・人材養成

人権相談において、的確な助言や指導ができるよう、相談員等の対応力の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、人権侵害を受けた被害者が安心して相談できるようプライバシーに配慮した相談支援に努めます。

(3) 相談機関相互のネットワーク化

複雑、多様化する人権相談に対応するため、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図るとともに、国や県等の相談・保護機関との具体的な支援体制やN P O等の民間団体との連携・協力に努めます。

(4) 自立への支援策の充実

虐待やD V、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が安心して暮らすことができるよう、継続した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、被害者保護の支援措置の実施や施設への入所支援等を行います。

第4章 分野別人権施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、住宅を選ぶ際にさける条件として、近くに同和地区がある場合は4割以上の人人が「さけると思う」と回答しており、特に40～70歳代で高くなっています。

また、子どもの結婚相手や親が同和地区出身者であった場合には、「考え直すように言う」人が約2割、「親としては反対だが、子どもの意思が固ければ仕方がない」が4割を超える結果となっています。年代別でみると、50～70歳代で「考え直すように言う」人が2割を超えています。

また、同和地区の所在地リストが掲載されていることについては、「人権侵害だと思う」が半数を超えているのに対し、「よくないが、特別に騒ぐほどの問題ではないと思う」が約4割、「特に問題だとは思わない」が6.5%となっています。

同和問題（部落差別）について認知は進んでいるものの、子どもの結婚相手や住宅購入の際の拒否反応など、同和地区に対し差別意識を持つ市民は少なくありません。

【基本方針】

同和問題（部落差別）については、決して過去の問題ではなく、今なお存在する現実の問題であることを再認識することが大切です。

市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域等、あらゆる場において、同和問題（部落差別）に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進していきます。

【施策の基本的な方向性】

- 部落差別解消推進法について理解を深めるための啓発活動を推進します。また、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。
- 国や奈良県と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。
- 同和問題（部落差別）に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援などに積極的に努めます。
- 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進します。
- 同和問題（部落差別）に対する無知・無理解・無関心、インターネット上の誤った認識等の解消・解決を課題としてとらえ、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）に対し正しい認識を持ち、部落差別のない社会の実現に向けた啓発に努めます。
- 企業や福祉関係施設などにおいて、部落差別に関する人権学習への取り組みを支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。

2 女性に関する問題

【現状と課題】

本市では、令和6（2024）年3月に「大和郡山市かがやきプラン（第四期大和郡山市男女共同参画基本計画）」を策定し、男女がともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会、ジェンダー平等の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めています。

市民アンケート調査によると、「結婚すれば、妻は夫の姓を名のるのが自然だ」や「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児等をした方が良い」という考え方については、奈良県と比較すると『そう思う』と回答した人が低くなっているものの、性別でみると、女性に比べて男性では高くなっています。女性に比べて依然、男性側の性別役割分担に対する問題意識が低くなっています。

また、年代別にみると年齢が高くなるほど「そう思う」の回答が高くなっています。高齢層において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っています。

【基本方針】

固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野の活動に共に参画する機会を確保することができるよう、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会づくりに取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。
- 各種審議会などの委員への女性の積極的な登用を図り、政策や方針決定過程の場に女性の参画を推進します。
- DVの根絶に向けて関係機関との連携を一層強化し、被害者支援に取り組むとともに、データDVについても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- 困難な問題を抱える女性に対して、関係機関と連携し、相談業務のさらなる充実に努めます。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育、啓発の推進を通して防止に努めます。
- 男女が互いの性について理解を深め、妊娠や出産をはじめ、性と生殖に関する適切な情報の提供や学習機会の充実を図ります。

3 こどもに関する問題

【現状と課題】

本市では、令和7（2025）年3月に「大和郡山市こども計画」を策定し、「世代を超えてつながり 心を合わせてともに育つまち 大和郡山」を基本理念として、地域社会や行政などの多様な主体が一丸となり、こども・若者を育て、支えられる環境づくりに取り組み、支援を通して信頼や思いやり、つながりの意識を持つまちづくりを進めています。

市民アンケート調査によると、「児童虐待防止法」については9割近くの人が認知している一方で、「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という考え方について、性別でみると女性に比べて男性では高くなっています。「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、親がしつけに際して体罰を加えることは禁止されているものの、保護者が体罰を与えることについての問題意識が男性でやや低い状況にあります。

また、「家庭のルールを決めるときは、必ず子どもの意見を聞かなければならない」という考え方については、奈良県と比較すると『そう思う』と回答した人が高くなっているものの、『そう思わない』と回答した人が2割を超える結果となっています。

【基本方針】

こども・若者が権利の主体であるという「こどもの権利条約」及び「こども基本法」の趣旨を十分踏まえた教育及び啓発を引き続き進め、社会全体で、こども一人ひとりの人権を尊重し、こどもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- こどもに関わるすべての人が、こどもの権利についての認識等を深めるための啓発を推進します。
- こどもをめぐる人権に関わるさまざまな課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が連携したきめ細やかな取り組みを推進します。
- 児童虐待は重大な人権侵害です。虐待を未然に防止するために、子育て家庭への育児負担の軽減や地域内交流を進めるとともに、児童虐待の問題が発生した場合には、府内外の関係機関と連携し、速やかに救済できる体制づくりに取り組みます。
- 学校等におけるいじめや不登校について、早期発見に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒及びその保護者の相談や支援を行います。
- 家族形態や生活困窮など、生まれ育つ環境に左右されることなく、すべてのこどもがその将来に夢や希望を持って成長していくことができる社会づくりに取り組みます。

4 高齢者に関する問題

【現状と課題】

本市では、「大和郡山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「尊厳を保ち 敬愛に満ちた 親しみの城下町、大和郡山」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築・推進を目指した取り組みを進めています。

市民アンケート調査によると、「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方ない」という考え方については、約半数が『そう思う』と回答しており、性別でみると女性に比べて男性では高くなっています。

また、賃貸マンションの家主が、高齢者には貸さないようにと条件をつけることについて、「差別だと思う」は半数程度にとどまっています。

高齢化に伴い、認知症や身体機能の低下による要介護認定者が増加傾向にあるとともに、核家族化の進行を背景に高齢者の単独世帯も増加しています。高齢者が自分の意志で自分らしく自立した生活が送れるよう、地域の人々との交流など、社会参加できる環境整備が必要となっています。

【基本方針】

高齢になり、要介護状態や認知症等になっても、尊厳が守られ、可能な限り社会とのかかわりを持ちながら自立した生活ができるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて、高齢者虐待防止ネットワークにおける関係機関との連携を図ります。
- 高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などを防止するため、相談・支援に努めます。
- 高齢者の豊かな知識や経験を、就労や地域活動などさまざまな場において生かしていくための環境づくりを図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、生活支援や介護予防などの情報発信が円滑に実施できるよう支援します。
- 認知症等により、財産管理や日常生活に支障がある高齢者を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。

5 障害のある人に関する問題

【現状と課題】

本市では、「大和郡山市障害者福祉長期計画」を策定し、障害の有無に関わらず、各々の個性が尊重され、周囲の理解や支援を受けながら最大限自立し、一人の市民として暮らしていくよう、さまざまな取り組みを進めています。

市民アンケート調査によると、住宅を選ぶ際にさける条件として、近くに障害者施設がある場合は2割以上の方が「さけると思う」と回答しています。

また、子どもの結婚相手や親が障害のある人であった場合、「考え直すように言う」人が知的障害のある人の場合は3割以上、精神障害のある人の場合は4割を超える結果となっています。年代別でみると、年代が上がるほど「考え直すように言う」人が高くなっています。

また、「障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」という考え方については、8割以上の方が『そう思う』と回答しているものの、『そう思わない』が2割近くを占めています。

障害種別により差別意識が残っていることから、障害の正しい理解や障害によって生み出される障壁が個人の心身機能の問題ではなく、モノ、環境、人的環境など社会のあり方によって生み出されているという「障害の社会モデル」や「障害の人権モデル」について認識を進めていく必要があります。

【基本方針】

障害のある人が、自身の望む場所で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定のもと、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりに取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- 障害のある人に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。
- すべての人にとって安全で快適な生活ができるようユニバーサルデザインの普及・啓発に努めるとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。
- 障害のある人が自立し、自己選択によってさまざまな生き方を選んでいくことができる社会の実現に向けて、障害のある人が生活の場やサービスを選択できるようにするために、相談窓口や支援の充実を図ります。
- 知的障害やその他精神上の障害等により、財産管理や日常生活に支障がある人を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。

6 外国人に関する問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、住宅を選ぶ際にさける条件として、近くに外国人住民が多く住んでいる場合は半数以上の人人が「さけると思う」と回答しており、奈良県と比較しても高い割合となっています。

また、賃貸マンションの家主が、外国人には貸さないようにと条件をつけることについて、「差別だと思う」は約半数にとどまっています。

外国人の定住化が進む現在において、外国人を観光客や一時的滞在者としてではなく、同じ地域に住む住民として認識する視点が必要であり、言葉や習慣などが異なる外国人と地域住民との間で、互いの文化を理解し合うことが必要です。

その他にも、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。平成28(2016)年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて、国や地方公共団体が、相談体制の整備や教育活動、広報啓発などの施策を講じるよう定めています。

【基本方針】

異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重しあう「多文化共生社会」の形成を進め、外国人も地域で暮らす住民のひとりとして安心して生活できる共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【施策の基本的な方向性】

- 外国人に対する嫌がらせや差別事象・差別的言動(ヘイトスピーチなど)の発生防止に努め、民族、国籍等に関係なく互いを尊重し合う意識を醸成するための啓発を推進します。
- 外国人への生活情報の提供や日本語教育などの生活支援の充実を図り、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 言語、宗教、生活習慣等の異なる文化、考え方や多文化共生の重要性に対する相互の理解を深め、市民や地域の共生意識の高揚を図ります。

7 感染症等に関する問題およびハンセン病患者等に関する問題

【現状と課題】

国では、平成 13（2001）年 6 月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を、平成 21（2009）年 4 月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をそれぞれ施行し、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消に向けた取り組みを推進しています。

また、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、令和元（2019）年 6 月に熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、同年 11 月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行されました。

また、令和 2（2020）年には新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行し、日本国内において多くの感染者が報告され、その患者や家族、医療従事者などに対する偏見や差別の発生が社会問題となりました。

今後、未知の新興感染症が発生した際には過去の経験を教訓に、不確かな情報に惑わされず同様の差別的行為等が発生しないよう一人ひとりの人権尊重の意識が大切です。

感染症に関する正しい知識の普及啓発により、偏見や差別意識を解消し、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められます。

【基本方針】

感染症等の病気については、まず治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取り組みを引き続き進めます。

【施策の基本的な方向性】

- 病気や感染症に対し、市民が正しい知識や情報を得、理解を深めるための啓発を推進します。
- 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。
- 患者の人権に配慮した医療が行われるよう医療機関への啓発に努めます。

8 犯罪被害者とその家族に関する問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「犯罪被害者のプライバシーが興味本位に取り上げられることは問題だ」という考え方については、『そう思う』と回答した人が大半を占めています。

一方で、「犯罪被害者等基本法」の認知度は半数程度にとどまっています。犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。

こういった現状の中で、犯罪被害者等に対する市民の理解を深め、関係機関と連携して、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るため、本市では平成28（2016）年4月に奈良県内で最初に犯罪被害者等支援条例を施行し、見舞金の支給や貸付金の無利子での貸付け、市営住宅への一時的な入居などの施策を展開しています。

【基本方針】

犯罪被害者等基本法が施行されてもなお、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えません。行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援を進めていきます。

【施策の基本的な方向性】

- 市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。
- 犯罪被害者等が抱える生活上の問題に対応するため、既存の各種制度の活用や犯罪被害者等支援に特化した支援制度・サービスの充実強化を図り、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかな支援を提供していきます。
- 犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることなく的確な支援が行われるよう、関係機関・団体からなる多機関ワンストップサービスに参画し、関係機関と適切に役割分担をしながら、犯罪被害者等支援施策を推進します。

9 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある」という考え方については、『そう思う』と回答した人が8割程度を占めているものの、年代別にみると、年齢が低くなるほど『そう思わない』が高くなる傾向がみられます。

また、「罪を犯した人の家族が非難されるのは仕方がない」では『そう思う』が2割近く、「凶悪事件の場合は、犯人が未成年者であっても犯人の実名を公表することはやむをえない」では『そう思う』が8割以上を占めています。

こともの結婚相手や親が刑を終えて出所した人であった場合には、「考え直すように言う」人が半数以上、「親としては反対だが、子どもの意思が固ければ仕方がない」が3割を超える結果となっています。また、賃貸マンションの家主が、刑を終えて出所した人には貸さないようにと条件をつけることについて、「差別だと思う」は3割程度にとどまっており、「差別とはいえない」が1割を超えています。

刑を終えて出所した人とその家族に対して、結婚やアパート等の入居に際して地域社会等からの拒否的な意識が根強く残っており、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあるのが現状です。

【基本方針】

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として普通に生活を営むことができるようになるためには、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人に対する正しい理解を深め、偏見や差別を解消するための啓発を行います。

【施策の基本的な方向性】

- 刑を終えて出所した人とその家族が、社会の一員として普通に生活を営むことができるよう、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための啓発を推進します。
- 保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を推進します。
- 刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくるとともに、就労をはじめ、就学や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて相談に応じ、適切な支援に努めます。

10 インターネット・SNSによる人権侵害の問題

【現状と課題】

近年、インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上した一方で、匿名性を悪用し、SNS等での個人や集団等を誹謗中傷する表現が拡散したり、その行為により差別が助長されたりするなどの人権侵害が増加しています。

市民アンケート調査によると、有名人が在日外国人であると暴露するインターネットやSNS等への書き込みについては、「事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が4割を超えて最も高くなっているものの、「事実であれば、問題ないとと思う」が2割を超えています。

また、同和地区の所在地リストが掲載されていることについては、「人権侵害だと思う」が半数を超えているのに対し、「よくないが、特別に騒ぐほどの問題ではないと思う」が約4割、「特に問題だとは思わない」が6.5%となっています。

インターネットでの人権が守られるために必要なことについては、「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行う」が7割近くを占めて最も多く、次いで「差別を助長・誘発するような「有害な書き込み」を特定し、処罰する法整備が必要である」、「行政機関が監視を行い、プロバイダーへの情報停止、削除を求める」、「被害を受けた当事者が、プロバイダーへ情報停止、削除を求める」の順となっています。

【基本方針】

インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発に取り組み、被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」について啓発に取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- インターネット利用者などに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解をさらに深め、メディアリテラシーを醸成するための教育、啓発活動を推進します。
- 学校教育では、情報に関する学習などでインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題と、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについて理解を深めるための教育を推進します。
- インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダー等への削除依頼ができるよう、法務局、関係機関等と連携しながら、適切な対応に取り組みます。

11 性的マイノリティに関する問題

【現状と課題】

本市では、令和2（2020）年4月に「大和郡山市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、差別や偏見の解消、性の多様性に対する認知について市民や事業者の理解が広がるよう周知啓発に取り組んでいます。

市民アンケート調査によると、子どもの結婚相手が同性であった場合には、「考え直すように言う」人が3割を超える結果となっており、特に年代が上がるほどその割合が高くなる傾向がみられます。

また、「自分の子どもが性的マイノリティ（L G B T Q等）であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」や「性的マイノリティ（L G B T Q等）であることを身近な人にも言えない社会は問題だ」、「同性カップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」という考え方については、奈良県と比較すると『そう思う』と回答した人が高くなっているものの、『そう思わない』の回答も一定数みられます。特に、年代が高くなるほどその傾向がみられます。

性的マイノリティに対しては、若い世代での関心や意識の高まりはうかがえますが、社会全体としては未だ十分とはいえません。

【基本方針】

性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための教育・啓発を推進します。

【施策の基本的な方向性】

- 多様な性のあり方に関して、市民の理解を深めるための啓発を推進します。
- 関係機関と連携し、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応するとともに、相談者の立場に立った相談や支援に取り組みます。
- パートナーシップ宣誓制度について普及・啓発を推進します。

12 震災等の災害に起因する人権侵害の問題

【現状と課題】

令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震や近年頻発しているトカラ列島近海の地震をはじめ、全国では地震や線状降水帯の発生に伴う豪雨被害など多くの自然災害が発生しています。また、地震による被害を受けた地域が、豪雨等により更なる被害に遭う多重被災が問題になっています。

一方で、災害時の避難所生活においては、高齢者や障害者等の要配慮者や女性や外国人に対する人権への配慮に欠けた事例が発生するなど、さまざまな「人権問題」が報じられています。

また災害の発生時に、SNSによる不確かな情報発信やデマの拡散が他人を不当に扱うことになり、さらに偏見や差別を助長することにつながる恐れがあることから、「人権侵害」の問題のみならず、避難や復興の妨げになることも懸念されています。

【基本方針】

災害時においてもすべての被災者の人権が尊重され、その特性や置かれている状況に応じた適切な支援を受け、尊厳をもって生活することができるよう、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- 災害時の避難所運営においては、女性や高齢者、障害のある人、外国人などのすべての避難者の人権を尊重した取り組みに努めます。
- 災害時要支援者を考慮した避難所への誘導や避難所運営ができるよう、あらゆる状況を想定した訓練及び研修を実施します。
- 地域防災計画の見直しや要配慮者を対象とした個別避難計画の策定、防災訓練時など、平時から女性や高齢者、障害のある人など災害弱者の視点も取り入れた取り組みを推進します。

13 さまざまな人権問題

次にあげるさまざまな人権問題は、社会、経済構造等の外的要因をはじめ、人々の価値観や人権をめぐる意識の変化などに伴い、今後、さらに多様化、複雑化する傾向にあるため、その解決や正しい知識と理解を深めるため、関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。

(1) アイヌに関する問題

明治以降に進められた同化政策により、アイヌの人々は教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなど、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。社会的な格差や偏見、文化的断絶といった問題が現在に至るまで根強く残っています。

国では、令和元（2019）年に、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。

一人ひとりが、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。平成14（2002）年、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しています。

国では、平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくとともに、勝手な思い込みや偏見等によりヘイトスピーチにつながらないよう、拉致問題について正しく理解することが必要です。

(3) 路上生活者（ホームレス）に関する問題

国では、平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取り組みを行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

路上生活に至る原因是、人によってさまざまです。日雇労働などの不安定な就労に長年就いてきた人たちの高齢化や会社の倒産等による失業など、経済的な原因によるものが多数を占めますが、健康上の問題や家庭内の問題、借金の問題など、複数の原因が複雑にからみ合っているケースも少なくありません。ホームレスの一日も早い自立のためには、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくすことが大切です。

(4) 人身取引に関する問題

「人身取引」とは、女性やこどもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する、「トラフィックィング (Trafficking)」とも呼ばれている犯罪であり、重大な人権侵害です。

国では、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、令和4（2022）年12月に「人身取引対策行動計画2022」が策定されました。

人身取引を根絶し、被害者を救うためには、まず一人ひとりがその事実をよく認識する必要があります。

(5) ゲノム情報（遺伝情報）に関する問題

ゲノム医療の実現に向けた取り組みやその普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5（2023）年6月に「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」が成立しました。

今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入などの社会生活のさまざまな場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

第5章 計画の推進にあたって

1 人権尊重の視点に立った各種施策の展開

この基本計画の推進にあたっては、行政が人権尊重の視点に立って、主体的に取り組んでいくことが求められます。各部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、関係団体との連携のもと各種施策の展開に努めます。

2 計画の総合的な推進体制

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「大和郡山市人権問題啓発活動推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。

3 関係機関等との連携

人権問題は、行政だけの施策で解決することは困難であり、地域社会と行政が協働して取り組むことが解決への近道であるといえます。

(1) 国、県、他市町村及び関係団体・学校等との連携

国や県、他市町村、関係機関と協力し、情報の共有等、人権施策を効果的に推進して人権意識の高揚を図っていくとともに、関係団体・学校等と連携し、実行ある計画の推進に努めます。

(2) ボランティア、NPO、企業等との連携・協力の推進

市内にはさまざまな市民団体や地域組織があり、人権教育・啓発に取り組んでいます。また、ボランティア団体やNPO、企業等の活動が福祉をはじめ、さまざまな分野に及び、今後、人権問題への取り組みにも拡大していくことが考えられます。

これからも人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、結びつきを深めながらネットワークを強化します。

4 計画の進捗状況の評価

人権施策推進課は、人権啓発の施策に関する総合調整機関の機能を担うとともに、人権に関する取り組みの推進役としての役割を果たしていきます。

また、本計画の進捗状況を把握し、「大和郡山市人権施策協議会」に報告を行い、計画を適切に推進します。

資料編

■ 用語の解説（50音順）

あ 行

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目的として制定された法律。令和元（2019）年5月施行。

か 行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の当事者を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重して支え合いながら共生する、活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的として制定された法律。令和6（2024）年1月施行。

協働

同じ目的のために、力をあわせて働くこと。複数の人や団体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を活かしながらお互いに協力・連携すること。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行された。すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

こども大綱

こども基本法に基づく大綱で、幅広いこども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしている。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。平成26（2014）年1月施行。令和6（2024）年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改定・改称。

こどもまんなか社会

こどもや若者一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取組・政策をまんなかに据える社会のこと。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

貧困や家庭内暴力などの困難な問題に直面する女性に対して、包括的かつ切れ目のない支援を提供することを目的とした法律。令和6（2024）年4月施行。

さ 行

再犯の防止等の推進に関する法律

安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められた法律。平成28(2016)年12月施行。

ジェンダー

生物学的性別(sex)に対する「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には社会によってつくり上げられた「男性像・女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(gender)という。

ジェンダーアイデンティティ

性自認。自身の性別を内的にどう認識しているかという「こころの性」であり、出生時に割り当てられた生物学的性や、誰を好きになるかという性的指向とは独立した概念のこと。

自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現を目指しながら自己を確立すること。アメリカ的心理学者マズローの欲求の階層論によると、人間にとって最高の位置にある欲求。

児童委員

児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援などを行う。

児童虐待

保護者がその監護する児童に対して行う、身体的、性的、心理的、ネグレクト(育児放棄)の4種の行為で、法律上禁止されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。平成28(2016)年4月施行。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

パートやアルバイトを含む常勤労働者を301人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。平成27(2015)年施行。

スクールカウンセラー

児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校でのカウンセリング機能を充実させるため学校に配置された、専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの「こころの専門家」のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活にかかる、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題や貧困に対応するため、教育分野の知識に加えて社会福祉などの専門知識・技術によって児童・生徒のおかれたださまざま環境に働きかけて支援する社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。

成年後見制度

知的障害や精神障害、認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、さまざまな契約や手続き等の際に、選任した後見人が手伝う制度のこと。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のこと。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動を行うことにより不快感を与え、そのものの尊厳を傷つけ、就業環境その他の生活環境を害し、または性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えること。

た 行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを理解しようと努め、あるいは認めあい、協力しあって豊かな地域社会にしていくこうとする考え方のこと。

多様な性

性には、①身体の性（生まれたときに割り当てられた身体の区別による性）、②こころの性（自分の性別をどう認識しているか、性自認）、③表現する性（ことばづかいや髪型、服装など、自分をどのように表現するか）、④好きになる性（恋愛対象として好む性、性的指向）の4つの要素がある。身体の性とこころの性が必ずしも一致するわけではない。性のあり方は人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在する。

超高齢社会

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21パーセント超の社会のこと。

デートDV

恋人による身体的暴力や精神的暴力、性的暴力のこと。DVが「配偶者等からの暴力」を指すのに対して、デートDVは「恋人からの暴力」を指す。

な 行

認知症

さまざまの脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶力や判断力などの認知機能が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。

は 行

バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方のこと。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や権力などを利用した嫌がらせのことで、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為のこと。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期（当計画では6ヶ月以上）にわたって失われている状態のこと。

部落差別の解消の推進に関する法律

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。平成28（2016）年12月施行。

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のこと。

ま 行

マイノリティ

少数、少数派。

マタニティ・ハラスメント

女性従業員が妊娠・出産・育児休職などを理由として嫌がらせをされることなど。事業主による不利益な扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されている。

民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、民生委員・児童委員と呼ばれている。

メディアリテラシー

テレビや新聞などマスメディアだけでなく、ネットを含むすべてのメディアの情報を正しく判断し、適切に取り扱う能力のこと。

や 行

大和郡山市ケアラー支援条例

市の責務並びに保護者、市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラーが社会から孤立しないよう支え、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ヤングケアラーをはじめ全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を図ることを目的とした条例。令和5（2023）年2月制定。

大和郡山市手話に関する基本条例

手話を言語として認識し、手話を使用する人々の権利を尊重し、手話の普及を促進することを目的とした条例。平成27（2015）年3月制定。

大和郡山市人権擁護に関する条例

市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加による差別のない大和郡山市の実現に寄与することを目的とした条例。平成9（1997）年9月制定。

大和郡山市男女共同参画推進条例

市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とした条例。平成30（2018）年12月制定。

大和郡山市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とした条例。平成28（2016）年3月制定。

大和郡山市パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

A-Z

DV（配偶者からの暴力）

配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、恋人、パートナーその他の親密な関係にある者、またはあった者からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限等）も含まれる。

LGBTQ

「L：レズビアン（女性同性愛者）」「G：ゲイ（男性同性愛者）」「B：バイセクシュアル（両性愛者）」「T：トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）」「Q：クエスチョニング（自分の性自認や性的指向が定まらないこと）」の頭文字をとった総称。

NPO

「Non-Profit Organization」の略で、「民間非営利組織（団体）」と訳される。ボランティア団体や市民活動団体（特定非営利活動法人を含む）を中心とする営利を目的としない民間団体のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サイトのサービスのこと。

SOGI

性的指向を示す「Sexual Orientation」と、ジェンダーアイデンティティ（性自認）を示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のこと。

資料編には、その他、下記の内容について、掲載予定。

- 計画策定の経過
- 大和郡山市人権施策協議会条例、協議会委員
- 大和郡山市人権擁護に関する条例
- 大和郡山市民憲章
- 大和郡山市人権問題啓発活動推進本部設置規程
- 大和郡山市外国人教育指導指針
- 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律